

## 2018.7.18 自治基本条例策定に関わって 第2部：報告

元（仮称）余市町自治基本条例策定委員会 副委員長 星野 まどか

皆様、こんにちは。自治基本条例に関わっての報告ということで委員の思いすべてを伝えるのは難しいですが、私なりに感じたことを発表させていただきます。

今から5年前、平成25年8月、各団体より8名が推薦されました。（仮称）余市町自治基本条例策定準備会が設立され10回にわたる準備会議が開かれました。

その中で平成12年12月に日本で初めて自治基本条例が作られた二セコ町のお話を聞かせていただくことになりました。二セコ町企画環境課長を招いて『二セコ町まちづくり基本条例』の勉強会を開きました。この時は、二セコ町のパワーと開かれた町政に夢物語でも聞いているような異次元の話にただただ感嘆したのを覚えています。

準備会ではまた、嶋町長の自治基本条例に対する熱い思いを語っていただくなど条例について認識を改めました。

準備会の段階では、まだまだ雲をつかむような話でどこから始めていいものか、何が分からないのかが分からない状況の中で、条例を作る前段階として主にまちづくりに焦点を当て自由討議でさまざまな意見がだされました。

1年後の平成26年10月には準備会メンバーと公募により16名で（仮称）余市町自治基本条例策定委員会が設立されました。通常、役場の会議という資料を参考に意見を求められたり報告や承認を促されたりするものが多いのですが、この策定委員会では大沢委員長の強い意向が反映され、たたき台もなく0（ゼロ）から一つひとつ作り上げていくスタイルをとりました。

私自身こんな大それたこと、しかも余市で初めて条例を作るなんて私達委

員だけでできるのだろうか？と一抹の不安を覚えました。大変な委員会に足を突っ込んでしまったと後悔したのは私1人ではなかったと思います。

集まった委員は商業や農業を営んでいる委員、現役で忙しい方々、余市に移住してきた委員、Uターンしてきた委員、主婦の方、退職された方など仕事もさまざま30代から80代、年代による感覚の違いや余市への思いもさまざまです。委員会を重ねるごとに余市にしか無いものも見えてきました。長くいると忘れがちなおいしい空気に大自然、新鮮な海産物や山のめぐみ、国指定の文化財などお金では買えないものがたくさんあります。先人が残してくれた宝物を改めて思い出させてくれました。みんなの強い意気込みにすっかり背中をおされ、いつのまにか4年が過ぎていきました。条例を完成させる期日も設定していないため、検討する事項についてはほとんど委員が納得いくまで話し合いました。その間、結婚した委員、出産した委員、東京へ引っ越しされた委員…いかに長い年月だったかがわかります。しかもひと月に1度の会議にほとんどの委員が仕事を終え、お疲れのところ集まってくれました。毎回2時間以上の白熱した激論はもちろん、ここだけは譲れないという個所や文言もでてきます。

会場の皆さんは余市町民憲章をご存知でしょうか。役場の封筒で何となく見たことがある、という方がほとんどでしょうか。この余市町民憲章はこんな出だしで始まります。「わたしたちは、青い海と、香り豊かな、果樹園の丘にかこまれた、余市町民です。」これは昭和48年7月1日開町記念日に制定されたものです。委員の1人から、立派な余市町民憲章があるのだから条例は必要ないのではないかという強い意見も出されました。これは町民の心得を記したのものとして大切な憲章ですので、第1章の総則の目的にこの余市町民憲章を原則としていることをうたっています。

また、役場の担当職員の皆さんも毎回の資料集めや委員会の内容を一字一

句文字に起こす作業をしていただき、本当に頭が下がりました。そのおかげで前回までの委員会の流れを一目で把握でき、休んだその次の委員会に支障なくスムーズに臨むことができました。

この策定委員会は、最初からまとまっていたわけではありません。町に対する考え方も性格も年齢も育った環境も考え方もすべて違う16名が集まったのですから、喧々囂々（けんけんごうごう）足並みがなかなかそろいません。

全国の主な条例も参考にしますが暗中模索は続きます。そんな中、議題上に上がったのは初めに前文を完成させようとするものでした。子供や年配者でも分かりやすく、前文の中に私達の思いをこめることでようやく意見がまとまりました。この頃からでしょうか、委員のみんなの心が同じ方向に向かっていったのは。先人への敬意と次の時代を担う子供たちへ託す思い、どこかの町づくりではなく自分の町がすごしやすくお互いを支え合える、人と人とのつながりの大切さを前文の中に込めました。かなりの時間を費やし委員の総意で前文は完成させました。

前文の次に手がけたのは第5章のまちづくりです。自分たちでつくる町民参加のまちづくり、どんな町にしたいのか、心の満足度、家族の役割、暮らしなどまちは私達を作る、私達一人ひとりの自覚と責任を持ち知恵を出し合い、お互いが話し合うこと、過ごしやすいまちを目指し行動すること、まちづくりの主役は私達だという自負のもと、ソフト面を重視して作りました。

この条例は今出来上がったからといって、まちがすぐ変わるものでもありません。活用されることは言うまでもありませんが、第8章にもうたっているように今後、検討、見直しをかけながら次の時代へ託して行かなければなりません。そのためには郷土愛に満ちた賢い子供たちが育っていくことを願わずにはられません。温故知新（おんこちしん）のことわざにもあるように、今を知るためには過去の余市の歴史に触れることは言うまでもありません。

ニセコ町まちづくり基本条例を考えてみた時、徹底した情報公開と情報共有、そして住民参加を両輪に掲げてまちづくりが進められました。条例ができて17年、今のニセコはどんな街になったでしょうか。外国留学に行くならニセコに行けとまで言われるようになりました。国際化がすべてとは言いませんが多様性を持った考え方はプラスに働くはずです。どんなまちにしたいのか、自分はどんな毎日を送りたいのか、暮らしやすいまちづくりってどんなまちなのか、ただ憂いてばかりでは何も変わりません。行動を起こすことです。

まずは自分から、そして仲間たちと、いうまでもなく核になるものは個であり家庭です。誰もがお父さんお母さんがいて自分が生まれました。この一人ひとりが幸せに感じる事が大切です。幸せな子供であるためには周りに幸せな大人がいることと言われています。幸せを子や孫に伝えていくことの大切さ、それは私達大人の責任です。家庭がしっかり機能していること、近所や区会町内会でコミュニケーションがはかれていること、今私達ができる精一杯な活動をして、この余市のまちをより良くしていくこと、そして次の世代へつなげていくことが重要です。

策定委員会では、第1回目から条例の名称について話し合われてきました。一例をあげるとアイヌ語で「育てあう」意味でウレシパ基本条例、そのほかに拳がった名称は私達のまちづくり条例、21世紀のまちづくり条例、よいちまちづくり条例、ふる里よいち町自治条例、余市町ふるさと自治基本条例など、また余市町自治基本条例の余市の部分はひらがながいいとかカタカナがいいとか、などなど今考えればこんなことという些細なことまで真剣に議論され、たくさんの名称がだされました。さくらんぼ条例でも余市りんご条例でもなく、やっぱりこれしかないよね、と決定したのが「余市町自治基本条例」です。

話は1年前にさかのぼりますが、平成29年2月27日に自治基本条例を考える町民フォーラム「誰のまち よいち」がここ公民館で開催されました。

パネルディスカッションでは自治基本条例で何が変わるかをテーマに討議されました。自治基本条例をもっと分かりやすくするために「自治基本条例ってなに？」を寸劇で披露しました。内容は地方分権時代の到来にまちのルールを作ってまちづくりをするにあたり町民、団体、企業、地域がまちづくりを考え、役割分担し協力してみんなでまちづくりをしていることや意見が反映されるまち、特色のあるまち、役場の協力や情報の開示など一人ひとり積極的にまちづくりに取り組もう、それにはまず仲間づくりから始めようという寸劇でした。実際はたやすくはないことはわかっていますが、条例を知る一助となればと披露した寸劇でした。このフォーラムの副題「誰のまち よいち」のキャッチコピーを考えたのは30代の委員です。誰のまちの話をしているのか、人ごとではなく自分のこととして考えてみようという熱い思いが込められています。この委員は、大学時代に印刷関係のアルバイトをしていただけありプロ顔負けの素晴らしいポスターも作っていただきました。

条例ができた今「誰のまち」ではなく「私のまち よいち」としてまちづくりを進めて行かなければなりません。その後、条例を一つ一つ解説する逐条解説が検討され、ようやく平成29年11月町長へ提出されました。嶋町長は私達、策定員会の報告書を最大限に尊重してくださいました。議会も通り、準備会から数えて38回の委員会で出来上がったのが今年の4月、全国で370番目に施行されたこの条例です。

前文を朗読させていただき、自治基本条例の策定に関わったの報告とさせていただきます。

#### －前文－

私たちのまち余市町は、日本海に面し、突き出たシリパ岬はまちのシンボルとして愛されています。古くは、にしん漁でにぎわい、多くの開拓者により余市りんごが実を結びました。とうとうと流れる余市川、豊かな気候・風土

が生んだ果物、ウイスキー、ワインは私たちの誇りであり宝です。自然環境などの変化に対応し、多くの産業を創造し、まちを形成してきた先人たちの意志を受け継ぎ、次代へと伝えていかなければなりません。誰かがまちをつくるのではなく、私たち一人一人が自覚と責任を持ち、知恵を出し合い、お互い支え合い、地域への関わりを持ち、より豊かな、より安全な、より過ごしやすいまちを目指し、行動することが必要です。町民、議会及び町のそれぞれの役割や関係が明らかになるように、私たち一人一人の行動を手助けできるよう、まちづくりの基本となるこの条例を定めます。

この条例がたくさんの皆様に活用され、一人ひとりの行動を手助けできますように願っております。ありがとうございました。